

海上保安庁長官 殿

国土交通大臣  
(公印省略)

### 令和3年度に海上保安庁が達成すべき目標に対する実績の評価

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）第16条第6項第2号の規定に基づき、令和3年度に海上保安庁が達成すべき目標についての評価を次のとおり実施したので、通知する。

#### I 海上保安庁が達成すべき目標に対する実績の評価にあたって

この評価は、実施庁が目標を達成したかどうかを判断するとともに、目標を達成するために必要な措置等が講じられたかどうか等を視点として評価するものであり、評価結果は、実施庁の効率的な業務執行に活かされるべきものである。

#### II 海上保安庁が達成すべき目標に対する実績の評価

##### 1. 領土・領海の堅守、海上保安体制の充実強化について

目 標
<p>中国海警局に所属する船舶による領海侵入等や外国海洋調査船の活動の活発化、その他重大な事案が発生するなど、我が国周辺を取り巻く状況がますます厳しくなっている情勢を踏まえ、領海及び排他的経済水域等の監視警戒・取締りを厳格に実施する。また、こうした状況に対応するため、平成28年12月に決定された「海上保安体制強化に関する方針」等に基づき、計画的に海上保安体制の強化を進める。</p> <p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 繰り返される尖閣諸島周辺海域の我が国領海等への中国海警局に所属する船舶の接近・侵入等の厳しい情勢を踏まえ、関係省庁と緊密に連携し、領海警備に万全を期すこと。また、大和堆周辺海域等における外国漁船等への対応及び日本漁船の保護、原発等へのテロの脅威、排他的経済水域及び大陸棚における外国海洋調査船による調査活動等の重要事案に適切に対応すること。加えて、日本海沿岸部への木造船等の漂流・漂着に細心の注意をもって対応すること。【主要】</li></ul>

- ・ 尖閣領海警備体制の強化と大規模事案の同時発生に対応できる体制の整備、広大な我が国周辺海域における監視体制の強化のため、巡視船・航空機等の整備や情報通信体制の強化を進めること。また、基盤整備として、大型練習船の整備や教育訓練施設等の拡充を進めるとともに、教育訓練施設の新型コロナウイルス感染症対策を推進すること。【主要】
- ・ 海上保安官による安全かつ的確な海上保安業務の遂行のため、新型コロナウイルス感染症対策資機材等の充実・強化を図るとともに、船内における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、隔離区画や独立空調の設置等、長期間行動する大型巡視船の改修を進めること。【主要】
- ・ 「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、法の支配に基づく海洋秩序維持の重要性をアジア諸国を含む関係諸国との間で共有するとともに、アジア諸国を含む関係諸国の海上保安機関に対する能力向上支援や協力関係の強化を図ること。【主要】

## 評 価

### 目標達成

領海及び排他的経済水域等の監視警戒・取締りについては、以下具体的に述べる通り、厳格に実施したと認められる。また、「海上保安体制強化に関する方針」等に基づき、計画的に海上保安体制の強化を進めてきたと認められ、全ての具体的な目標で目標が達成されているものと認められるため、「目標達成」と評価する。

### 【具体的な目標についての所見】

- ・ 尖閣諸島周辺の接続水域においては、ほぼ毎日、中国海警局に所属する船舶による活動が確認されており、令和3年は、接続水域入域が延べ332日1222隻、領海侵入(接続水域入域の内数)が延べ34日90隻となったが、常に尖閣諸島周辺海域に巡視船を配備して領海警備にあたり、事態をエスカレートさせることなく、国際法や国内法に則り、領海侵入事案が発生した際には、その都度現場において退去要求や進路規制を繰り返し実施し、領海外へ退去させた。外国漁船による活動についても、迅速かつ的確に対応し、令和3年は、尖閣諸島周辺海域において、中国漁船81隻、台湾漁船31隻に対して、退去警告を行い、領海外へ退去させた。
- ・ 原発等へのテロの脅威に対しては、巡視船艇・航空機による警戒を実施した。
- ・ 我が国の排他的経済水域等における外国海洋調査船による我が国の同意を得ない調査活動や同意内容と異なる調査活動(特異行動)について、巡視船、航空機による監視警戒等を行い、特異行動を認めた外国船舶に対しては、活動状況や行動目的の確認を行うとともに、中止要求を実施するなど適切な対応を行った。なお、令和3年は、4件の外国海洋調査船による特異行動が確認された。
- ・ 大和堆周辺海域における外国漁船の違法操業への対応については、日本のイカ釣り

漁の漁期（6月から）を前に、5月下旬から大型巡視船を含む複数隻の巡視船を大和堆周辺海域に配備するとともに、航空機によるしょう戒を実施し、令和3年度は、同海域に接近しようとする中国漁船延べ148隻に対して退去警告を行い、我が国排他的経済水域の外側に向け退去させた。

- ・ 日本海沿岸部への漂流・漂着木造船等への対応については、巡視船艇・航空機による巡視警戒の強化、地元自治体や関係機関との情報共有及び迅速な連絡体制の確保を徹底する等により、早期発見に努め、情報を入手した場合には海上保安官を現場に向かわせ、船体や船内の状況の詳細な調査を行った。なお、令和3年は、北朝鮮からのものと思料される漂流・漂着木造船等が18件確認された。
- ・ 「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、ヘリコプター搭載型巡視船1隻、中型ジェット機1機、中型ヘリコプター1機を就役させるとともに、既存の巡視船2隻に対し映像伝送機能など装備資機材の充実・強化を行った。

また、基盤整備として大型練習船の整備や学生寮の増築等を進めるとともに、現学生寮部屋の少人数化を図ることなどにより新型コロナウイルス感染症対策を進めた。

- ・ 海上保安官による安全かつ的確な海上保安業務の遂行のため、サージカルマスク、手指消毒用アルコール、非接触型体温計の整備など新型コロナウイルス感染症対策資機材等の充実・強化を図った。また、船内における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、医務室や多目的室等の空調設備の改修など、隔離区画や独立空調の設置等、長期間行動する大型巡視船の改修を実施した。
- ・ 海上保安庁の提唱によりアジア海上保安機関長官級会合（HACGAM）が平成16年から開催されているところ、令和3年においても、12月にオンライン形式にて開催され、アジアでの海上保安業務に関する連携強化を図った。また、インド太平洋沿岸国の海上保安機関に対する海上保安能力向上支援のため、専門的な知識や高度な技術を有する海上保安官を各国に派遣を継続したほか、能力向上支援の専従部門である海上保安庁モバイルコーポレーションチーム（MCT）による、各国の海上保安機関の職員に対する研修等を、現地派遣またはオンライン形式により実施した。

## 2. 海上における治安の確保について

目 標
<p>積極的な情報収集活動等を通じて情勢を正確かつ迅速に把握し、密輸、密航等の海上犯罪を厳正かつ的確に取り締まるとともに、テロ活動等に対する警備を的確に行う。</p> <p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年度には「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会」が開催されることを踏まえ、テロ事案をはじめとする、国民の安全・安心を阻害するおそれのある活動に対する警備体制等の充実・強化を図り、万全な警備を行うこ</li> </ul>

と。 ・ 「海上におけるテロ活動」及び「海上からのテロ活動」による被害発生件数を0件とすること。【主要】
評 価
<p><b>目標達成</b></p> <p>密輸等による薬物事犯を10件、密航事犯を5件摘発し、密輸、密航等の海上犯罪を厳正かつ的確に取締まっていると認められ、テロ活動等に対する警備についても的確に行っていたと認められる。</p> <p>「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」にあっては、海上警備を万全の体制で実施し、安全な競技大会の開催に寄与したものと認められる。</p> <p>以上、全ての具体的な目標が達成されているものと認められるため、「目標達成」と評価する。</p> <p><b>【具体的な目標についての所見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年7月から9月までの間に開催された「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」への対応として、全国から巡視船艇等151隻、航空機8機、職員約3,300名を動員し、過去最大規模の体制で海上警備を実施した。</li> <li>また、大会期間中は、選手村・競技会場周辺へ巡視船艇等を配備するとともに、長距離フェリー等への警乗、ドローンへの対策、多数設置したカメラによる監視体制の構築等、警備体制の充実・強化を図った。</li> <li>さらに、海事・港湾業界団体に加えて、海域利用者の協力を得て、選手村や競技会場等の周辺海域に航行自粛海域及び停留自粛海域を設定したほか、「海上・臨海部テロ対策協議会」の枠組みにより各分野の専門家による研修や机上訓練及び旅客船を使用した実動訓練を実施し、官民一体となって大会の安全を確保した。</li> <li>原子力発電所や石油コンビナート等の重要インフラ施設に対する巡視船艇・航空機による警戒のほか、旅客ターミナル、フェリー等のいわゆるソフトターゲットに重点を置いた警戒等を実施した結果、令和3年の「海上におけるテロ活動」及び「海上からのテロ活動」による被害発生件数は0件であった。</li> </ul>

### 3. 海難の救助について

目 標
<p>海難の救助に関し、即応体制を常に整えておくとともに、情報の早期入手及び救助勢力の早期投入を図り、迅速かつ的確な救助を行う。</p> <p>[具体的な目標]</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要救助海難に対する救助率を 95%以上とすること。【主要】</li> <li>・ 海難救助には速やかな救助の要請が必要であり、周知・啓発に取組み、海難発生後 2 時間以内での海上保安庁関知率を令和 7 年までに 85%以上とすること。</li> </ul>
<p>評 価</p> <p><b>相当程度進展あり</b></p> <p>主要な具体的な目標である要救助海難に対する救助率は目標を達成しており、海難発生後 2 時間以内での海上保安庁関知率を令和 7 年度までに 85%以上とする目標については、令和 2 年度の実績値より改善し、目標達成に向けた取組が進められていると認められるため、「相当程度進展あり」と評価する。</p> <p>【具体的な目標についての所見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海難の発生に備えた救助体制の充実強化、民間救助組織との連携・協力を努めた結果、令和 3 年の要救助海難に対する救助率は 95%であった。</li> <li>・ 海難発生時における海難情報の早期入手のため、海上保安庁への緊急通報用電話番号「118 番」や令和元年 11 月からサービスを開始した「NET118」の有効活用等について地方自治体、水産関係団体、教育機関等と連携・協力した講習会や、沿岸域の巡回時のみならずメディア等さまざまな手段を通じて周知・啓発を進めているところであるが、令和 3 年の海難発生後 2 時間以内での海上保安庁関知率は 81%（前年度 80%）であった。</li> </ul> <p>令和 3 年の関知率は 81%に留まったが、これまでの課題であった漁船海難における関知率は、75%（前年度 63%）と改善した。引き続き、船種毎の関知率を分析し、個別のアプローチに取り組むなど、更なる取り組みが必要である。</p>

#### 4. 海上交通の安全確保について

<p>目 標</p> <p>海上交通の安全確保に関し、航路標識の整備等を計画的に行うとともに、関係法令に基づく指導、船舶交通の安全のために必要な情報提供等を的確に行うことにより、海難の未然防止を図る。さらに、近年の頻発・激甚化する台風等自然災害への対策を推進する。</p> <p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ふくそう海域における航路を閉塞するような社会的影響が著しい大規模海難の発生数を 0 件とすること。【主要】</li> <li>・ 我が国周辺で発生する船舶事故隻数を令和 7 年度までに 1,500 隻未満を目指すこと。【主要】</li> </ul>
<p>評 価</p>

### 相当程度進展あり

航路標識の老朽化対策等を推進するとともに、船舶交通の安全のために必要な情報提供等を的確に行うことにより、主要な具体的な目標である、ふくそう海域における航路を閉塞するような社会的影響が著しい大規模海難の発生数は0件であり、目標を達成しているものと認められる。

なお、もう一つの主要な具体的な目標である船舶事故隻数については、令和2年の実績値より改善しており、引き続き、第11次交通安全基本計画で定められた海上交通の安全確保に資する各種施策を継続する必要がある。

このほか、近年の頻発・激甚化する台風等自然災害への対策として、これまで講じてきた対策に加え、令和3年7月1日に施行された「海上交通安全法等の一部を改正する法律」により、異常な気象・海象が予想される場合の勧告・命令制度等を創設し、事故防止対策の強化を行った。

以上により、「相当程度進展あり」と評価する。

#### 【具体的な目標についての所見】

- ・ ふくそう海域（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び関門海峡）に設置されている海上交通センターにおいて、船舶の動静を把握し、航行の安全に必要な情報の提供や、大型船舶の航路入航間隔の調整を行うとともに、巡視船艇との連携により、通航方式に従わない船舶への指導等を実践した結果、令和3年のふくそう海域における航路を閉塞するような社会的影響が著しい大規模海難の発生数は0件であった。
- ・ 船舶事故を防止するため、国の関係機関や民間関係団体と連携し、漁港やマリナー等で訪船指導や海難防止講習会の開催、安全啓発のリーフレットの配布による啓発活動などの第11次海上交通安全基本計画に定められた海上交通の安全確保に資する各種施策を行った結果、令和3年の我が国周辺で発生した船舶事故隻数は、1,932隻となり、前年実績値（1,954隻）と比べ改善している。

## 5. 海上防災・海洋環境の保全について

目 標
激甚化する自然災害や大規模な油等流出事故による海上災害の発生リスクに対し防災対策を推進するとともに、油の不法排出や廃棄物の不法投棄等による海洋汚染を防止し、一般市民を対象とした啓発活動を通じて海洋環境の保全に貢献する。
[具体的な目標] <ul style="list-style-type: none"><li>・ 大規模地震・津波、大雨・台風等の自然災害、原子力災害及び油や有害液体物質の排出に伴う海上災害の発生時における災害対応能力の強化を図るとともに、関係機関と連携し、発災初期の情報共有にかかる内容をより充実させた合同防災訓練を令和3</li></ul>

<p>年度に 200 回以上実施すること。【主要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>油の不法排出や廃棄物の不法投棄等による海洋汚染の防止を図るため、海事・漁業関係者を対象とした海洋環境保全講習会による指導、若年齢層を含む一般市民を対象とした海洋環境保全教室による啓発活動を令和 3 年度に 230 回以上実施すること。</li> </ul>
<p>評 価</p>
<p><b>目標達成</b></p> <p>主要な具体的な目標である災害対応力の強化及び合同防災訓練の実施回数については、目標を達成しており、また、海洋汚染の防止を図るための取組についても、指導、啓発活動の実施回数の目標を達成しているため、「目標達成」と評価する。</p> <p>【具体的な目標についての所見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>迅速な対応勢力の投入や非常時における円滑な通信体制の確保等を念頭においた防災訓練等、関係機関と連携した合同防災訓練を合計 251 回実施した。</li> <li>海事・漁業関係者、マリンレジャー関係者等を対象にした海洋環境保全講習会による指導を 45 回、若年齢層を含む一般市民を対象とした海洋環境保全教室による啓発活動を 77 回、海浜清掃を通じて海洋環境保全の意識高揚に繋げる漂着ごみ分類調査を 142 回、合計で 264 回実施した。</li> </ul>

6. 海洋調査等について

<p>目 標</p>
<p>海上の安全確保、海洋権益の確保、防災情報の整備・提供といった様々な目的のために適切に海洋調査を実施するとともに、海洋における活動の基盤情報となる調査成果を集約し、内閣府の調整のもと、気象庁等の関係機関をはじめ、目的に応じた効果的な情報提供を実施する。</p> <p>[具体的な目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他国による海洋境界の主張に対し、我が国の立場を適切な形で主張するべく、これまで強化してきた海洋調査体制の下、必要な海洋調査等を計画的に実施すること。【主要】</li> <li>「第 3 期海洋基本計画」（平成 30 年 5 月 閣議決定）及び「我が国における海洋状況把握（MDA）の能力強化に向けた今後の取組方針」（平成 30 年 5 月 総合海洋政策本部決定）に基づき、「海洋状況表示システム」の情報のさらなる広域性・リアルタイム性の向上を図るための機能強化に取り組むこと。【主要】</li> <li>全国 20 箇所の験潮所における験潮により平均潮位を算出し、験潮月表として毎月公表するほか、長年にわたり蓄積した験潮結果から、海図において水深の基準となる最低低潮面等を算出すること。また、験潮結果を防災情報にも活用するため、気象庁（リア</li> </ul>

<p>ルタイム) 及び国土地理院 (毎月) に提供を行うこと。【主要】</p>
<p>評 価</p>
<p><b>目標達成</b></p> <p>海上の安全確保等の目的のために適切に海洋調査を実施し、海洋情報の機能強化が図られており、また、験潮による成果から平均水面及び天文最低低潮面の算出・公表や関係機関への適時・適正な情報提供を行っており、全ての具体的な目標で目標が達成されているものと認められるため、「目標達成」と評価する。</p> <p><b>【具体的な目標についての所見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまで増強してきた測量船等により、東シナ海や日本海などで海洋権益の確保のための海底地形調査等を実施するとともに、領海や排他的経済水域 (E E Z) の外縁の根拠となる低潮線の調査等を実施した。</li> <li>・ 「海洋状況表示システム (海しる)」について、海洋教育関連施設情報を追加し、また、海洋関係事業者が開発するアプリでも海しる掲載情報を直接利用することができるよう、A P I を公開するなどにより、さらなる広域性・リアルタイム性の向上を図るための機能強化を行った。</li> <li>・ 海上保安庁が所管する全国 20 箇所の験潮所において、験潮による成果から平均水面及び天文最低低潮面を算出し、潮位月表をインターネットHPにより毎月公表するとともに潮汐表を刊行した。また、観測結果のうち、験潮データを気象庁にリアルタイムで転送するとともに、月ごとの解析結果を国土地理院に毎月提供した。</li> </ul>